

清掃管理業務仕様書

清掃管理業務にあたっては、所定の定期清掃を主とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、労働安全衛生規則などを遵守して安全管理の万全を期し、所定の業務を遂行する。

作業概要

- (1) 実施回数 年2回（5月、11月）
- (2) 実施日時 対象月の第3土曜 午前9時～午後5時の間
※予備日が必要な場合は別途相談する
- (3) 実施範囲 別表1参照
- (4) 実施内容 定期清掃作業及び害虫駆除業務（詳細は下記のとおり）

【定期清掃】

- ① カーペット床面：洗浄作業
- ② ビニール系床材：洗浄作業及びワックス塗布
- ③ 磁器タイル床材：洗浄作業
- ④ エンボス床材：洗浄作業
- ⑤ 窓ガラス：洗浄作業
- ⑥ 厨房グリストラップ：洗浄作業 ※2階部分
- ⑦ 空調設備機器：フィルター洗浄及び温度測定
※全36台（2階厨房は温度測定のみ実施）
- ⑧ 照明器具：除塵 ※年1回(11月に実施)
- ⑨ 換気口：除塵 ※年1回(11月に実施)
- ⑩ ブラインド：除塵 ※年1回(11月に実施)

【害虫駆除】

- ① 各部屋のコーナー部分、キャビネットの隙間等に薬剤の散布
- ② 出入口付近及び床のコーナー部分等への駆除剤の設置及び交換
※駆除剤の設置数に関しては、別途相談する

- (5) その他 初回の定期清掃時に行う、1階ビニール系床材のワックス塗布作業については、剥離作業を先に実施してから行うこと。
(※2階ビニール系床材の剥離作業は不要)